

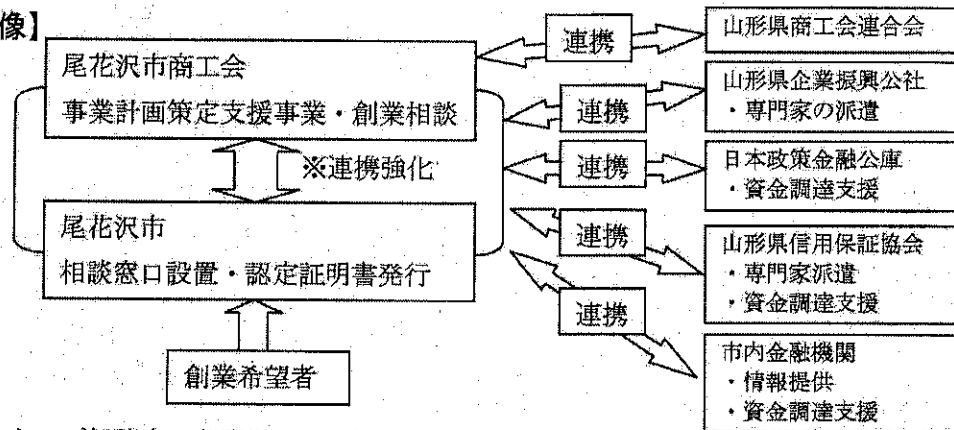
市では創業される方を支援します。

尾花沢市創業支援事業計画を策定しました。

市では、尾花沢市商工会と連携して、市内で操業される方を支援するため、産業競争力強化法に基づく「尾花沢市創業支援事業計画」を策定し、平成 27 年 10 月 2 日に国の認定を受けました。

これより、創業を希望している方および創業後 5 年未満の方（以下「創業者」とします）が、市の創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業（尾花沢市商工会による事業計画策定支援事業）を受講すれば、「特定創業支援事業」を受けた者として、市から証明書が発行され、創業に関する支援が受けられるようになります。

【全体像】



●ワンストップ相談窓口を設置

市商工観光課内に相談窓口を設置し、創業者が希望する支援やノウハウをお聞きし、適切な機関に誘導し、創業実現までサポートします。

●商工会による丁寧な支援

創業者が支援を希望する場合、創業に必要な 4 つの知識（経営、財務、人材育成、販路開拓）を身につけることを目的とした、尾花沢市経営指導員による「事業計画策定支援事業」を実施します。

この支援事業を受けると、「特定創業支援事業を受けた創業者」として、市に申請することで証明書が交付され、創業に関する支援を受けることができます。

★支援内容★

1. 株式会社設立時の登録免許税軽減措置

資本金の 0.7% が 0.35%、最低税額 15 万円が 7.5 万円に減額

2. 信用保証枠の拡充

無担保・第三者保証人なしの創業関連保証枠が 1,000 万円から 1,500 万円に拡充

※創業後 5 年未満の方についても、特定創業支援事業を受けることにより保証枠が拡大

3. 創業関連保証の申し込み期間の特例

創業 2 ヶ月前から対象となる創業関連保証について、事業開始 6 ヶ月前から利用対象に

4. 日本政策金融公庫・新創業融資制度の特例

特定創業支援事業の証明書を得た創業希望者や創業者に対する自己資金要件の緩和
(開業資金総額の 1/10 以上の自己資金を有するものとみなす)

市区町村	尾花沢市
認定連携創業支援等事業者	尾花沢市商工会

概要	<p>尾花沢市においては、創業に関する補助金等の情報提供といった取組をしてきたが、本計画により、この取組を強化、体制整備、創業セミナー等を開催することで、年間7件の創業の実現を目指します。</p> <p>平成27年度～令和6年度にかけて、創業希望者に対して、窓口相談、事業計画策定支援事業等による支援を実施します。</p>
----	---

年間目標数	創業支援対象者数:23人	創業者数:7人(うち実数7人)
-------	--------------	-----------------

特徴	<p>尾花沢市では、ワンストップ窓口の明確化と周知強化、尾花沢市商工会による事業計画策定支援事業により、創業予定者の掘り起しから、創業後まで総合的に支援する体制を整え、創業支援を行う。</p>
----	--

